

今からでも間に合う「同一労働同一賃金」対策セミナー

「働き方改革」セミナー!

法令実務・就業規則対応策と生産性向上に向けた

社員の気持ちと行動が「超」プラス!法改正活用術

大切なことは法律から離れず、オリジナルな企業の仕組みをしっかりと残し、形にすることです。

大企業は2020年4月、中小企業は2021年4月からの適用となります、いわゆる「同一労働同一賃金」の適用がスタートします。これにより、まずは、社内の正社員の職務等をしっかりと形にすることをし、短時間労働者や有期雇用労働者等と通常の労働者(正社員)との間で**不合理な待遇差の解消**が必要となり、人事労務パーソンには難しい対応が求められることとなります。

本セミナーでは、「同一労働同一賃金」が必要とされる背景や基本的事項を、まずはしっかりとおさえます。その上で、雇用区分間ごとに従業員に対する不合理な待遇差を解消するための検討手順や、人事制度や就業規則を変更する際に、具体的にどうすればよいのか、どのような点に注意すべきか等について、ワークを取り入れながら、具体的に解説します。

「同一労働同一賃金」への対策を万全にしておきたいご担当者の方へぜひお勧めしたい充実した内容です。

セミナー内容

- ① 再確認!「働き方改革」の抑えるべき全体のポイント
- ② 今から準備しないと間に合わない?格差是正のための同一労働同一賃金とは?
- ③ 生産性向上と社員のモチベーションアップを意識した同一労働同一賃金への取組みとは。
- ④ 評価制度の作成だけでは失敗する絶対必要な直すべきポイント **(ワーク)**
- ⑤ 評価制度を上手にまわすための3つの要素 **(ワーク)**
 要素1: 勤と経験とプラス●●●●
 要素2: 業績を上げる●●●●●が出来る
 要素3: 評者の面談力を上げる●●●●な取組み
- ⑥ 評価面談時に誰でもパツとできる対応力向上術 **(ワーク)**
- ⑦ 評価面談時に必要な情報とは?



人財コンサルタント
一橋克也

保有資格
●社会保険労務士
●インフォーマットカウンセラー

平成23年12月、ひとつばし社会保険労務士事務所開業。約40名の従業員の企業の代表としての自身の経験を活かし、現在、人財コンサルタントとして、企業の「ひと」に関する、採用・教育(研修)・評価制度の構築といった「人」に関するコンサルティング業務を提供している。

※注) 同業の方はご遠慮願います。

開催要項

日時	2020年2月20日(木) 13:30~17:00 【受付】13:15~
会場	フリースペースジョープラ 貸会議室 愛媛県松山市朝生田町5丁目1-25 ジョープラ3F内
参加費	御一人様 3,000円(税込) ※ご参加料金は当日受付にてお支払いください。 ※席に限りがございますので人数が多い場合は、 先着順 とさせていただきます。
申込方法	2020年2月7日(金)までに切り取らずに送信してください。注)受講票をFAX 致しますので、 FAX番号を必ずご記入ください!
お問い合わせ	ひとつばし社会保険労務士事務所 松山市桑原7-5-13 一橋まで TEL/FAX:089-932-7760 E-mail: onebridge-ka@mb.pikara.ne.jp

「働き方改革 同一労働同一賃金対策 セミナー」お申し込み書
FAX (089)932-7760 このままFAXでお申し込みください
24時間受付中!

ふりがな		ふりがな	
会社名		代表者	
所在地	〒		
TEL: ()	-	FAX: ()	-
			【メールアドレス】
			※必ずご記入ください。
ふりがな 参加者名	役職 お名前	ふりがな 参加者名	役職 お名前